

平成20年度決算に基づく健全化判断 比率及び資金不足比率について

南相馬市総務企画部財務課

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	南相馬市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.60	20.00
連結実質赤字比率	—	17.60	40.00
実質公債費比率	16.7	25.0	35.0
将来負担比率	129.3	350.0	

*実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」表示としている。

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

基準値以上の場合

⇒・財政健全化計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け 等

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準（国等の関与による確実な再生）

基準値以上の場合

⇒・財政再生計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け
・起債の制限 等

健全化判断比率は、4指標とも「早期健全化基準」に該当しない状況である。

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
訪問看護事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

*資金不足額がないため「-」表示としている。

○経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

基準値以上の場合

⇒ ・財政再生計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け

資金不足比率については、各会計とも資金不足を生じていないため、「経営健全化基準」に該当しない状況である。

3 各比率の算定内訳

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

区 分	H20①	H19②	差引 (①-②)
実質赤字比率	-3.30	-4.41	1.11
早期健全化基準	12.60	12.61	
財政再生基準	20.00		

*実質収支額が黒字のため、実質赤字比率をマイナス表示にしている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = ア繰上充用額 + (イ支払繰延額 + ウ事業繰越額)

(単位：千円)

会 計 名		歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (4)	実質収支額 (3) - (4)
一 般 会 計 等	一般会計	33,710,480	31,441,646	2,268,834	1,685,074	583,760
	育英資金貸付特別会計	70,030	66,480	3,550	0	3,550
	亜炭鉱害復旧施設維持管理特別会計	16,704	14,515	2,189	0	2,189
	工場用地等整備事業特別会計	137,341	136,676	665	0	665
	公共用地先行取得事業特別会計	271,192	271,192	0	0	0
合計		34,205,747	31,930,509	2,275,238	1,685,074	590,164
実質赤字額		-590,164				
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)		17,863,681				
実質赤字比率 (%)		-3.30				

一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支はいずれも黒字である。

平成19年度と比較すると、一般会計における実質収支額が減少したことにより黒字率が減少した。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

区 分	H20①	H19②	差引 (①-②)
連結実質赤字比率	-19.32	-21.74	2.42
早期健全化基準	17.60	17.61	
財政再生基準	40.00		

* 実質収支額・資金収支額が黒字のため、連結実質赤字比率をマイナス表示にしている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該越える額
 - イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額・資金収支額			
一般会計等		590,164			
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計	163,445			
	介護保険特別会計	62,620			
	後期高齢者医療特別会計	889			
	老人保健特別会計	-14,763			
	介護サービス事業特別会計	0			
	公 営 企 業 会 計	法 適	水道事業会計	1,297,407	
			工業用水道事業会計	166,345	
			病院事業会計	966,405	
			下水道事業会計	211,279	
			訪問看護事業会計	0	
			法 非 適	簡易水道事業特別会計	6,725
				農業集落排水事業特別会計	2,418
	合 計		3,452,934		
連結実質赤字額		-3,452,934			
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）		17,863,681			
連結実質赤字比率 (%)		-19.32			

老人保健特別会計では、本年度交付されるべき国庫負担金等の一部が国の予算の関係などにより次年度に交付されることから、平成20年度においても赤字になったが、他の会計においては、それを上回る黒字となったため、連結実質赤字比率は黒字である。

平成19年度と比較すると、病院事業会計において繰上償還の実施等により剰余額が減少（▲395百万円）したことにより黒字率が減少した。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

区 分	H20①	H19②	差引 (①-②)
実質公債費比率 (3カ年平均)	16.7	16.0	0.7
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -
(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{ (3カ年平均)}$$

・ 準元利償還金 : イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

実質公債費比率分析(単年度)	⑳		㉑		㉒	
	決 算 額	分母比	決 算 額	分母比	決 算 額	分母比
分 子(①～⑥) - 控除額計A)	2,554,003	16.7	2,605,350	17.2	2,512,688	16.3
① 公債費充当一般財源等額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	3,422,813	22.4	3,338,784	22.0	2,940,663	19.0
② 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	6,667	0.0	6,667	0.0	6,667	0.0
③ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,177,908	7.7	1,179,340	7.8	1,143,718	7.4
④ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	29,475	0.2	31,152	0.2	29,910	0.2
⑤ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	503,761	3.3	569,892	3.8	686,637	4.4
⑥ 一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	0	0.0
控除額計 A (⑦、⑪～⑮) (基準財政需要額に算入された額)	2,586,621	16.9	2,520,485	16.6	2,294,907	14.9
⑦ 災害復旧費等	1,144,620	7.5	949,220	6.3	741,318	4.8
⑬ 災害復旧費等(準元利償還金分)	24,757	0.2	28,787	0.2	28,787	0.2
⑪ 事業費補正算入	790,124	5.2	863,732	5.7	825,663	5.3
⑫ 事業費補正算入(準元利償還金分)	483,160	3.2	538,439	3.6	550,693	3.6
⑭ 密度補正算入	31,591	0.2	31,416	0.2	30,314	0.2
⑮ 密度補正算入(準元利償還金分)	112,369	0.7	108,891	0.7	118,132	0.8
分 母(⑧～⑩) - 控除額計 A)	15,277,060	100.0	15,156,668	100.0	15,441,393	100.0
⑧ 標準税収入額等	11,530,872	75.5	11,554,418	76.2	11,716,603	75.9
⑨ 普通交付税額	5,619,683	36.8	5,361,381	35.4	5,180,550	33.5
⑩ 臨時財政対策債発行可能額	713,126	4.7	761,354	5.0	839,147	5.4
控除額計 A(再掲)	2,586,621	16.9	2,520,485	16.6	2,294,907	14.9
実質公債費比率(単年度)	16.71789		17.18946		16.27242	
実質公債費比率(3カ年平均)	16.7					

実質公債費比率（H18～H20 平均）は16.7%であり、早期健全化基準を下回った。

平成19年度と比較すると、単年度ベースでは0.4ポイント低下するものの、3カ年平均ベースでは0.7ポイント上昇した。これは平成17年度が14.6%であり、それと比較し平成20年度が上昇したことによる。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

区 分	H20①	H19②	差引 (①-②)
将来負担比率	129.3	146.8	▲ 17.5
早期健全化基準	350.0		

将来負担額－（充当可能基金額+特定財源見込額+
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－}}{\text{標準財政規模－}} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額)}$$

・ **将来負担額**：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ **充当可能基金額**：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

- ・ 主な基金：財政調整基金、減債基金、退職手当基金、
その他特目基金

将来負担比率分析		(20)	
		決 算 額	分母比
分 子(B-C)		19,758,667	129.3
将来負担額 B (①'~⑧')		58,540,033	383.2
①' 地方債の現在高		34,864,510	228.2
②' 債務負担行為に基づく支出予定額		3,312,205	21.7
③' 公営企業債等繰入見込額		13,540,752	88.6
④' 組合等負担等見込額		256,925	1.7
⑤' 退職手当負担見込額		6,565,197	43.0
⑥' 設立法人の負債額等負担見込額		444	0.0
地方道路公社		0	0.0
土地開発公社		0	0.0
第三セクター等		444	0.0
⑦' 連結実質赤字額		0	0.0
⑧' 組合等連結実質赤字額負担見込額		0	0.0
充当可能財源等 C(⑨'~⑪')		38,781,366	253.9
⑨' 充当可能基金		5,307,141	34.7
⑩' 充当可能特定歳入		2,597,976	17.0
うち都市計画税		2,032,644	13.3
⑪' 基準財政需要額算入見込額		30,876,249	202.1
分 母(標財 - 控除額計 A)		15,277,060	100.0
標準財政規模		17,863,681	116.9
控除額計 A(再掲)		2,586,621	16.9
将来負担比率		129.3	

将来負担比率は129.3%であり、早期健全化基準を下回った。

平成19年度と比較すると、17.5ポイント低下したが、これは充当可能基金についての一般的な考え方が示されたのを踏まえ見直した結果、増額となったため低下したものである。

4 資金不足比率の算定内訳

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(単位：%)

会 計 名		H20①	H19②	差引 (①-②)
法 適	水道事業会計	-129.2	-107.6	-21.6
	工業用水道事業会計	-38.2	-26.1	-12.1
	病院事業会計	-25.8	-34.7	8.9
	下水道事業会計	-33.6	-33.3	-0.3
	訪問看護事業会計	0.0	-29.1	29.1
法 非 適	簡易水道事業特別会計	-18.0	-16.2	-1.8
	農業集落排水事業特別会計	-5.8	-6.4	0.6
経営健全化基準		20.0		

*資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

	会 計 名	資金不足額・ 剰余額（千円）③	事業の規模 （千円）④	資金不足比率 ③/④×100(%)
法 適	水道事業会計	-1,297,407	1,004,335	-129.2
	工業用水道事業会計	-166,345	435,035	-38.2
	病院事業会計	-966,405	3,740,678	-25.8
	下水道事業会計	-211,279	628,805	-33.6
	訪問看護事業会計	0	24,219	0.0
法 非 適	簡易水道事業特別会計	-6,725	37,327	-18.0
	農業集落排水事業特別会計	-2,418	42,021	-5.8

*資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

資金不足比率については、各会計とも増減はあるものの、資金不足を生じていないため、「経営健全化基準」に該当しない状況である。

訪問看護事業は、事業廃止に伴い、平成 21 年 3 月 31 日に清算処理をしたため、0 円となった。

【参考資料】

会 計 名 等		適 用 範 囲				
一 般 会 計 等	一般会計		実質 赤字 比率	連結 実質 赤字 比率	実質 公債 費比 率	将来 負担 比率
	一般会計等に 属する特別会 計	育英資金貸付特別会計				
		亜炭鉱害復旧施設維持管理特別会計				
		工場用地等整備事業特別会計				
	公共用地先行取得事業特別会計					
公 営 事 業 会 計	法非適	国民健康保険特別会計	資金 不足 比率			
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
		老人保健特別会計				
		介護サービス事業特別会計				
	法 適	簡易水道事業特別会計				
		農業集落排水事業特別会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		病院事業会計				
	下水道事業会計					
	訪問看護事業会計					
組 合 等		相馬地方広域市町村圏組合				
		相馬地方広域水道企業団				
		福島県後期高齢者医療広域連合				
		福島県市民交通災害共済組合				
		福島県市町村総合事務組合				
そ の 他		相馬地方土地開発公社				
		そうま農業協同組合				
		企業組合しきさい				

*法非適用の介護サービス事業特別会計については、決算統計上は「公営企業会計」として取り扱うことになっているが、財政健全化判断比率等算定上は公営企業以外の公営事業会計として取り扱うため、資金不足比率の算定対象にはならないものである。